やまが環境便

令和８年９月１日発行
山鹿市環境課
（山鹿市石 416）
☎43-7211

◎家庭ごみの自己搬入について

ごみを処理施設に直接持ち込む場合、地域の収集所に出す時と同様に分別が必要です。分別されていないと、積み下ろしに時間がかかり、他の利用者に迷惑がかかるため、受け入れをお断りする場合があります。

ごみの種類によって搬入先が違いますので、家庭ごみ分別辞典をご覧になり、分別してからの搬入をお願いします。



事前に電話予約をして、自己搬入申請書・本人確認書類を持って環境センターに搬入します。

自己搬入の手続き
燃やすごみ

燃やすごみ → 電話予約（☎0968-41-8668） → 環境センター(山鹿市石)

搬入時間：午前９時～午後４時（当日の予約は午後３時まで）（日曜日・年末年始は休業）



環境センターで申請書を記入します。職員がごみを確認した後、搬入許可書を発行しますので許可書を持って山鹿市清掃事業協同組合に搬入します。

自己搬入の手続き
資源ごみ

資源ごみ → 環境センター(山鹿市石) 午後３時 30 分まで → 山鹿市清掃事業協同組合(山鹿市鍋田)

搬入時間：午前９時～午後４時　（土日祝日・年末年始は休業）



環境センターで申請書を記入していただき職員がごみを確認した後、搬入許可書を発行しますので許可書を持って最終処分場に搬入します。

自己搬入の手続き
燃えないごみ

燃えないごみ → 環境センター(山鹿市石) 午後２時 30 分まで → 最終処分場(熊本市北区植木町)

搬入時間：午前８時３０分～午後４時　（土日祝日・年末年始は休業）

＊ごみ出しルールの順守･マナー向上にご協力ください＊ごみ出しルールの順守･マナー向上にご協力ください＊

◎お墓は適切に管理しましょう



墓地の清掃をせずに草木等が繁茂すると、隣接する墓地の使用者に迷惑がかかり、隣接する墓地から木などが侵入して困っている等の苦情もたえません。また、ごみを放置することで、ごみがごみを呼び不衛生な状態になってしまいます。

市営墓地についても、使用区画内は使用者自身で清掃を行わなければなりません。お供え物なども各自お持ち帰りください。

みなさんが気持ちよく墓地を利用できるよう、ご自身の区画の管理をお願いします。

◎山鹿組墓地の使用者を探しています

組墓地の適正管理実施のため、使用者を調査しています。組墓地を使用している方で環境課へご連絡いただいていない場合は、墓地に掲示している案内文に記載の照会番号を確認の上、ご連絡ください。

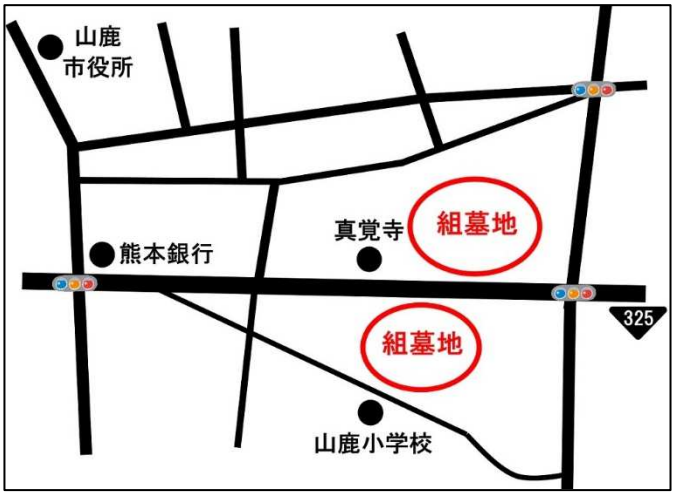
山鹿市環境課からのお知らせ

このお墓・区画の使用者・縁故者を探しています。ご連絡をお願いします。

連絡先

山鹿市環境課（山鹿市環境センター）
環境政策係　電話 0968-43-7211

照会番号　　-



【案内文】